

東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書

去る 11 月 22 日の福島沖地震で東京電力福島第二原発 3 号機の使用済み核燃料プールの水が漏れ、一時間半にわたって冷却が停止するという重大事態が発生した。東電が「水漏れが原因」と発表したのは地震発生から二日後、冷却停止を関係自治体に連絡したのは 55 分後、報道機関への連絡は二時間後でした。

また、12 月 5 日には、福島第一原発 3 号機で熔融核燃料（デブリ）を冷却するための注水が一時間にわたり停止し、その前日の 12 月 4 日には同原発 1～3 号機の使用済み核燃料プールの冷却機能が「人為的なミス」で停止するという重大事態が連続して発生した。

今回の一連の事態は、3・11 を経験した県民は勿論、今なお全町避難を余儀なくされている我々浪江町民にとっては、目の前にある「原発の危険」に重大な不安を持たざるを得ません。

依って本議会は下記の事項を強く求めるものである。

記

1、人為的トラブルの情報開示の在り方と再発防止の対策を強化すること。

2、福島県民の総意である福島第二原発廃炉の早期決断をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 15 日

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣官房庁長官

福島県双葉郡浪江町議会